

明治42年法 第36類
被服、手巾、釦鈕及装身用ピン類

明治42年法	書換表示		備考		
商品	区分	商品		類似群	
被服	5	失禁用おしめ	17 A 04		
	9	防火被服	17 A 06		
	10	医療用手袋（ゴム製のものを除く。）	17 A 04		
	16	紙製幼児用おしめ	17 A 04		
	21	家事用手袋（ゴム製のものを除く。）	17 A 04		
	24	経かたびら	20 F 01		
	25	洋服，コート	17 A 01	01	
	25	セーター類，ワイシャツ類，寝巻き類，下着，水泳着，水泳帽	17 A 02		
	25	和服（ひもを除く。）	17 A 03		
	25	エプロン，えり巻き，靴下，ゲートル，毛皮製ストール，ショール，スカーフ，足袋，足袋カバー，手袋，布製幼児用おしめ，ネクタイ，ネックチーフ，バンドナ，保温用サポーター，マフラー，耳覆い	17 A 04		
		25	ずきん，ヘルメット，帽子	17 A 07	
		25	運動用特殊衣服，マラソン足袋	24 C 01	
		25	地下足袋	22 A 01	
		26	帯留	21 A 02	
衣服				02	
洋服	25	洋服	17 A 01		
コート	25	コート	17 A 01		
パンツ（洋服）	25	ズボン	17 A 01		
パンツ（下着）	25	パンツ	17 A 02		
ネビエシラス	25	ねびえしらず	17 A 02		
和服	25	和服（ひもを除く。）	17 A 03		
前掛	25	前掛け	17 A 04		
エプロン	25	エプロン	17 A 04		
手甲	25	手甲	17 A 04		
脚絆	25	きゃはん	17 A 04		
経帷子	24	経かたびら	20 F 01		
帯止	26	帯留	21 A 02		
冠	25	冠	17 A 07		
帽子	25	帽子	17 A 07		
カラ	25	カラー	17 A 02		
カフス	25	カフス	17 A 02		
領飾	25	えり飾り	17 A 04		
襟	25	えり	17 A 03		
襯衣	25	シャツ	17 A 02		
	25	じゅばん	17 A 03		
ズボン下	25	ズボン下	17 A 02		

明治42年法 第36類
被服、手巾、釦鈕及装身用ピン類

明治42年法 商品	書換表示		備考
	区分	商品 類似群	
手袋	10	医療用手袋（ゴム製のものを除く。）	17 A 04
	21	家事用手袋（ゴム製のものを除く。）	17 A 04
	25	手袋	17 A 04
足袋	25	足袋	17 A 04
手巾	24	布製身の回り品	17 B 01
ハンカチーフ	24	ハンカチ	17 B 01
手拭	24	手ぬぐい	17 B 01
タオル	24	タオル	17 B 01
袱紗	24	ふくさ	17 B 01
風呂敷	24	ふるしき	17 B 01
釦鈕	14	カフスポタン	21 B 01
	26	こはぜ，ポタン	21 B 01
装身用ピン			03
ネクタイ・ピン	14	ネクタイピン	21 A 02
ブローチ	14	宝石ブローチ	21 A 02
	26	衣服用ブローチ	21 A 02

01 「被服（頭から冠る防虫網・あみ笠・すげ笠・ナイトキャップ・和装用ひもを除く。）」の書換表示も認められる。

「頭から冠る防虫網・和装用ひも」は、明治42年法第35類に属する。

「あみ笠・すげ笠」は、明治42年法第60類に属する。

「ナイトキャップ」は、明治42年法第64類に属する。

02 「衣服」の概念は現行の区分になく、また、明治42年法の「衣服」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「衣服」の書換表示はできない。

03 「装身用ピン」の概念は現行の区分になく、また、明治42年法の「装身用ピン」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「装身用ピン」の書換表示はできない。